

1995年 治療に対する同意と 緩和ケア法 (Consent to Medical Treatment and Palliative Care Act 1995)

これは何ですか？

1995年に南オーストラリア州で通過した法律で、患者の病状と治療法の選択肢について担当医から明確な説明を受ける権利を保障するものです。

- 治療を希望しない場合、それを拒否することができます。
- 患者が意思決定不能になったとき、本人の代わりにを務める代理人を指名することができます。
- または末期状態にあるときや、将来ある時点で治療法について決定不能になったとき、どんな治療を希望するか、しないか文書で提示することができます。
- 18才以上でなければなりません。

代理を務められるのはだれですか？

患者の代弁者として選ばれる人は「医療判断

代理人 (medical agent)」と呼ばれ、その人に決定を下す権限を与える書類は「医療判断代理委任状 (Medical Power of Attorney)」と呼ばれます。

通常、例えば配偶者やパートナー、子、親しい友人など、18歳以上の親近者が選ばれます。

有給で患者の世話をしている医療専門家を選ぶことはできません。

二人以上の医療判断代理人を指名することができますが、一度に一人の代理人しか役を務めることができません。

医療判断代理人は治療に対して賛成、反対を表明することができますが、以下のことはできません。

- 患者に食物や水を与えることを拒否する
- 痛みや苦しみをやわらげる薬を拒否する
- 患者が自分で決断を下せるよう、病状を回復させる治療を拒否する

どのように医療判断代理人を任命するのですか？

医療判断代理委任状に記入します。担当医のところに書類があるかもしれません。なければ、パンフレット裏面に記載されている組織から取り寄せることができます。

医療判断代理人として指名した人とこの点についてよく話し合ってください。

医療判断代理人を指名するのではなく、希望事項を文書で提示することはできますか？

はい。その場合は「**事前指示書 (Anticipatory Direction)**」に記入します。

終末期の最終段階のある時点において、あるいは永続的な植物状態になったとき（脳に深刻かつ永続的損傷があるが、まだ呼吸して食物を消化できる状態）、希望する治療法、希望しない治療法を提示することができます。

家族、担当医とこの点についてよく話し合っておくとよいでしょう。深刻な病気にかかったとき、あなたの意思が尊重されるよう、指示書があることを知らせておきましょう。

権限を付与された証人が関係書類の両方に署名しなければなりません。

考えが変わったらどうしたらいいですか？

医療判断代理人を指名したり、**事前指示書**を作成したりしてあっても、いつでも書類を変更したり撤回したりできます。

希望事項を変更する場合、患者と**医療判断代理人**は各書類に日付を書き入れ、署名します。取り消すときは書類を破棄します。

医療判断代理人がいることや事前指示書が作成してあることを、どうやって医療スタッフに知らせたらいいですか？

医師や家族に書類のコピーを渡しておきましょう。あるいは財布やかばんに入れておくとよいでしょう。また、原本は安全な場所に保管してください。

医師用警告腕輪 (Medic Alert) に登録し、**医療判断代理人**の名前や**事前指示書**の内容を記録する方法もあります。

お問い合わせと書類の請求先

患者、担当医、話し合いに関わる方は、下記の組織から書類2通を取り寄せることができます。

南オーストラリア州緩和ケア審議会 (The Palliative Care Council of South Australia)

202 Greenhill Road Eastwood

電話: (08) 8291 4137

www.pallcare.asn.au

保健省 (Department of Health)

CitiCentre Building, 11 Hindmarsh Square

Adelaide

www.health.sa.gov.au/consent

サービス SA (Service SA)

電話: 13 23 24

www.service.sa.gov.au

パブリック・アドボケイト局

(Office of the Public Advocate)

ABC Building

85 North East Road Collinwood

電話: (08) 8269 7575

フリーダイヤル 1800 066 969

www.opa.sa.gov.au

医療判断代理人・事前指示書登録

(Registration of Medical Agents and Anticipatory Directions)

オーストラリア医師用警告腕輪基金

(Australian Medic Alert Foundation)

216 Greenhill Road Eastwood

電話: (08) 8274 0361

フリーダイヤル 1800 882 222

この説明書は、1995年 治療に対する同意と緩和ケア法の全ての側面を網羅するものではありません。情報案内としてのみご利用ください。

自分が受ける治療に対して決定権があります。

どんなに人生を愛していようと、
またどんなに健康であろうと
私たちはみないつかは死ぬのです。

どのように死を迎えるかについて発言
権を持ちたいと思う人がほとんどです
し、私たちは治療においてどのような
立場にあるのか確実に知りたいと考え
ます。

法律により、私たちには一定の権利が
あり、医師には一定の責任がありま
す。

こうした権利・責任の多くは **1995年
治療に対する同意と緩和ケア法**とい
う法律で詳しく述べられています。

1995年 治療に対する同意と 緩和ケア法 (Consent to Medical Treatment and Palliative Care Act 1995) の説明